

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	17	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	外国子会社合算税制における適用除外基準等の見直し	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国外への不当な所得移転及び租税回避を防止するため、租税負担割合がトリガー税率（当該税制の対象となる基準税率）の水準以下となる国・地域に設置された外国子会社について、適用除外基準を満たしていない（経済合理性のある事業を行っていない）場合には、当該外国子会社の所得を日本親会社の所得に合算して課税する。 また、適用除外基準を満たしていたとしても、資産性所得（保有割合10%未満の株式の配当やキャピタルゲイン、債券利子、使用料等）を有している場合には、当該資産性所得のみ合算して課税する。</p> <p>・特例措置の内容 日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、外国子会社合算税制について以下の所要の措置を講ずる。</p> <p>①統括会社の判定に際して、外国法人のみならず内国法人についても被統括会社の範囲に含めることとする。 ②昨今のビジネス実態に鑑み、一定の条件を満たす船舶・航空機リース事業については、事業基準を満たすこととする。 ③適用除外基準等を満たすことを疎明するために必要とされている別表について、税務申告時における添付要件規定を見直す。</p>	
[関係条文]	[租税特別措置法第66条の6～9、施行令第39条の14～20等]	
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た収益を国内に還流することが重要である。 したがって、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを可能な限り低減し、海外展開をより一層円滑化していくため、外国子会社合算税制の見直しを行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、各国の課税当局はそのような取引を利用した悪質な租税回避行為を防止するため、各国税務当局が制度調和をしていく取組を進めている。この流れの中で、海外展開する各企業は、自らの取引の正当性を疎明することが従前以上に求められることとなる。この疎明行為は一定程度必要である反面、それによって必要以上に海外展開及びそれによる外需の取り込みが抑制されるようなことがあれば、それは国益の損失に繋がりがかねないため、制度設計に当たってはこれらのバランスを保つことが重要である。 現行の外国子会社合算税制における適用除外基準等については、現状のビジネス実態に必ずしも対応しておらず、無用な課税リスク及び事務コストの増大が生じていると考えられる。したがって、上記のバランスを踏まえつつ現行の諸規定を見直す必要がある。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	—
-----	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 対外経済 3-2 海外市場開拓支援
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを除去し、海外展開を後押しすることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年 拡充（トリガー税率引下げ（25%→20%） （適用対象法人の範囲の縮小） （適用除外基準に係る特例の創出） 平成 25 年 拡充（無税国における外国税額控除の見直し）
ページ	—